

報告第 1 2 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(福祉部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 3 年 8 月 4 日
	相 手 方	豊川市在住の 3 0 代女性
	損害賠償の額	4 7 4 , 8 8 0 円
	概 要	令和 3 年 5 月 2 5 日午後 3 時 5 0 分頃、豊川市白鳥町京次 1 0 番 7 地先の国道交差点において、指定管理者の職員の運転する自動車相手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 3 年 6 月 8 日
	相 手 方	豊川市在住の 7 0 代男性
	損害賠償の額	2 2 , 0 0 0 円
	概 要	令和 3 年 4 月 2 2 日午後 1 時 1 5 分頃、豊川市御津町 広石船津 8 2 番地先の市道において、相手方の運転する 自転車のタイヤが排水溝の蓋と蓋との隙間に落ち、 当該自転車の一部が破損した。
2	専 決 年 月 日	令和 3 年 8 月 6 日
	相 手 方	豊橋市在住の 6 0 代男性
	損害賠償の額	3 6 , 4 3 2 円
	概 要	令和 3 年 7 月 4 日午後 7 時頃、豊川市本野ヶ原四丁目 1 2 6 番の市道において、相手方の運転する自動車の タイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が 破損した。